

第 63 号

お茶の水女子大学学報

昭和 52 年 4 月 1 日

お茶の水女子大学庶務課

目 次

関係法令	1
学内規程	1
人事	8
学事	11
諸報	13
日誌(抄)	13

関係法令

【政 令】

- 国家公務員宿舎法施行令の一部を改正する政令
(政令第5号、1月28日官報)
- 日本学校安全法施行令の一部を改正する政令
(政令第43号、3月30日官報)

【省 令】

- 国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令
(大蔵省令第1号、1月28日官報)

【規 則】

- 職員の任免の一部を改正する規則(人事院規則8-12、3月8日官報)
- 行政職俸給表(一)の8等級の官職等への任用候補者名簿による職員の任用に関する特例等の一部を改正する規則(人事院規則8-13、3月8日官報)
- 職員の災害補償の一部を改正する規則(人事院規則16-0、3月31日官報)
- 災害を受けた職員の福祉施設の一部を改正する規則(人事院規則16-4、3月31日官報)

学 内 規 程

- お茶の水女子大学規則第1号
お茶の水女子大学予算委員会(昭和34年12月制

定)の全部を改正する規程を次のように定める。

昭和52年1月26日

お茶の水女子大学長 市古 宙 三

お茶の水女子大学予算委員会規程

(設置)

第1条 お茶の水女子大学に、予算の適正な配分実施を期するためお茶の水女子大学予算委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 予算(追加予算を含む。)の配分に関する事項
- 二 予備費の使用計画に関する事項
- 三 決算に関する事項
- 四 その他予算配分実施に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 各学部長
- 二 大学院人間文化研究科長
- 三 各学部から選出された教官各2人
- 四 大学院人間文化研究科から選出された教官1人
- 五 附属図書館長
- 六 事務局長
- 七 学生部長
- 八 会計課長

2 前項第3号及び第4号の委員は、学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠員となった場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によ

って定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、一般教育委員会委員長、教職課程委員会委員長又はその他の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 事務局は、委員会の審議に必要な資料を作成するものとする。

第9条 委員会の事務は、会計課において処理する。

附 則

この規程は、昭和52年1月26日から施行し、昭和51年6月1日から適用する。

○ お茶の水女子大学規則第2号

お茶の水女子大学施設計画委員会規程(昭和41年2月制定)の全部を改正する規程を次のように定める。

昭和52年1月26日

お茶の水女子大学長 市 古 宙 三

お茶の水女子大学施設計画委員会規程

(設置)

第1条 お茶の水女子大学に、お茶の水女子大学施設計画委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 施設整備の長期計画に関する事項
- 二 施設の利用に係る全学的な連絡調整に関する事項
- 三 その他施設整備に関する重要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学 長

二 各学部長

三 大学院人間文化研究科長

四 各学部から選出された教官各2名

五 大学院人間文化研究科から選出された教官1人

六 附属図書館長

七 事務局長

八 学生部長

九 一般教育委員会委員長

2 前項第4号及び第5号の委員は、学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第4号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠員となった場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、前任の学部長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(幹事)

第8条 委員会に幹事を置き、施設課長及び会計課長をもって充てる。

2 幹事は、委員長の命を受けて会務を整理する。

(事務)

第9条 委員会の事務は、施設課において処理する。

附 則

この規程は、昭和52年1月26日から施行し、昭和51年6月1日から適用する。

○ お茶の水女子大学規則第3号

お茶の水女子大学大学院委員会規程(昭和39年4月制定)の全部を改正する規程を次のように定

める。

昭和52年1月26日

お茶の水女子大学長 市 古 宙 三
お茶の水女子大学大学院研究科連絡委員会
規程

(趣 旨)

第1条 お茶の水女子大学大学院規則第33条第2項の規定に基づき、お茶の水女子大学大学院研究科連絡委員会（以下「委員会」という。）に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(審議事項)

第2条 委員会は、学長の諮問に応じ、修士課程の運営に関する基本事項を審議し、修士課程の研究科（以下「研究科」という。）間の連絡調整に当るものとする。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学 長
 - 二 各研究科の長
 - 三 各研究科委員会から選出された教授各2名
- 2 前項第3号の委員は、学長が任命する。

(任 期)

第4条 前条第1項第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠員となった場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 学生部長・附属図書館長及び事務局長は、常時委員会に出席し意見を述べることができる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴くことができる。

(幹 事)

第8条 委員会に幹事を置き、庶務課長をもって充てる。

2 幹事は、委員長の命を受けて会務を整理する。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、庶務課において処理する。

附 則

この規程は、昭和52年1月26日から施行する。

○ お茶の水女子大学規則第4号

お茶の水女子大学理学部極低温実験室高圧ガス危害予防規程（昭和44年11月制定）の全部を改正する規程を次のように定める。

昭和52年2月16日

お茶の水女子大学長 市 古 宙 三
お茶の水女子大学理学部極低温実験室危害
予防規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号、以下「法」という。）に基づき、お茶の水女子大学理学部極低温実験室（以下「実験室」という。）にかかわる保安維持に必要な事項を定め、もって人的及び物的損傷を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(用語の定義等)

第2条 この規程における用語は、法及び一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号以下「規則」という。）等において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 基準額 実験室が定める各種の基準をいう。
- 二 協力会社 保全、工事、受入れ充てん等に関連する作業を行う外部業者をいう。

(危害予防規程の位置付け等)

第3条 この規程は、法により制定することが義務づけられた実験室にかかわる保安維持のための規程であり、別に定める保安教育計画とともに高圧ガスによる災害防止のための基本とする。

第2章 保安管理体制

(保安管理組織)

第4条 保安管理組織は、別表1の組織図のとおりとする。

(最高保安責任者等の選任)

第5条 最高保安責任者は、理学部長をもって充てる。

2 室長、保安監督者及室員は、それぞれ極低温実験室規程第4条に基づき置かれた者をもって充てる。

(基準類の管理等)

第6条 製造設備等の保安管理についての基準は次に掲げるものとする。

- 一 運転基準
- 二 保安基準
- 三 定期自主検査基準

2 前項の基準類は設備の変更等に適合させて改める等、常に整備しなければならない。

(保安管理の記録)

第7条 保安に関する記録及びその保存期間は、別表2のとおりとする。

2 前項の記録は、それぞれの担当者が記録し、整理及び検討して保安技術の向上に資するものとする。

3 保安に関し必要な記録は、関係する責任者の検印を受けなければならない。

第3章 最高保安責任者等の職務

(最高保安責任者等の責任と権限)

第8条 最高保安責任者、室長及び保安監督者は、この規程を作業者等に確実に遵守させる責任と権限を有する。

2 本学においては、何人も最高保安責任者、室長及び保安監督者が法令及びこの規程を遵守させるためにする指示に従わなければならない。

(最高保安責任者の職務)

第9条 最高保安責任者は、実験室全般の保安に関する業務を統括管理する。

(室長の職務)

第10条 室長は、最高保安責任者を補佐し、実験室の保安に関する業務を管理し、保安教育を実施する。

(保安監督者の職務)

第11条 保安監督者は、作業者の行う高圧ガス作業を指導又は監督する。

2 保安に関する必要事項は、室長に報告し、その指示を受けるものとする。

3 保安監督者の監督すべき事項は、次の各号に掲げる施設及び業務に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 製造施設及び製造の方法 製造施設の位置、構造及び製造の方法が規則等に定められた技術上の基準に適合するよう監督すること。

二 運転管理 運転基準を作業者に周知させ、安全な運転及び操作を行うよう訓練し、監督すること。また、運転管理について記録し、所定の期間保存すること。

三 製造施設の維持及び管理 製造のための設備等が保安基準に適合し、正常な機能を維持するよう管理すること。また、工事及び修理に際しては、同基準に従い保安を確認すること。

四 施設の巡視点検及び検査 製造施設の巡視点検を運転基準に、定期自主検査を定期自主検査基準に従って実施又は監督し、その結果に基づく必要な措置を行い、それぞれ記録し、所定の期間保存すること。また、保安検査に立会い、必要な対策を講ずること。

五 協力会社の保安管理 所管の作業を行う協力会社に対し、その保安につき指導監督すること。

六 異常状態に対する措置 異常状態に対する応急措置及び対策措置を講じ、かつ指揮すること。また、それを記録し、所定の期間保存すること。応急措置等について、室長に協力して作業者に対し訓練を実施すること。

七 保安教育の計画及び実施 保安教育計画に基づき、室長に協力して実施計画を作成すること。また、関係者に対し、所管の施設に関する保安教育訓練を実施すること。

(室員の職務)

第12条 室員は、実験室における保安管理に参加し、そのための業務を分担するものとする。

第4章 運転及び操作に関する保安管理

(製造方法の技術上の基準)

第13条 保安監督者は、法第8条第2号に定められた製造の方法の技術上の基準に関してその方法が、規則及び運転基準に適合するよう監督しなければならない。

(運転及びその管理を行う者)

第14条 保安監督者は、運転を管理し、作業者の運転及び操作を監督するものとする。

2 運転操作は熟練者が行い、未経験者に従事させるときは、保安監督者又は熟練者が直接指導

しなければならない。また、運転は、原則として複数の作業者で行うものとする。

(運転基準)

第15条 運転基準は、保安監督者が協力会社等と協力して作成し、最高保安責任者の承認を得て制定し、関係者に周知徹底させなければならない。

2 運転基準に規定すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 運転操作に関すること。
- 二 充てん作業に関すること。
- 三 液体窒素の受入れ充てん作業に関すること。
- 四 巡視及び日常点検に関すること。
- 五 故障時の処置に関すること。
- 六 緊急時の措置に関すること。

(交替勤務の引継)

第16条 交替勤務を行うときは、勤務の引継に際し、関係者立会いのもとに、それぞれの作業者が対面引継を実施するものとする。また、必要な引継事項は、記録しなければならない。

(運転及び操作の記録)

第17条 運転、充てん、その他製造関係の保安上必要な事項は、記録し、関係者に閲覧し、所定の期間保存しなければならない。

第5章 施設に関する保安管理

(施設の技術上の基準)

第18条 保安監督者は、法第8条第1号に定められた施設の技術上の基準に関して、所管施設が規則及び保安基準に適合するよう監督しなければならない。

(保安基準及び定期自主検査基準)

第19条 保安基準及び定期自主検査基準は、保安監督者が協力会社等と協力して作成し、最高保安責任者の承認を得て制定し、関係者に周知徹底させなければならない。

2 保安基準に規定すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 設備の構造及び保安装置に関すること。
- 二 設備の位置等に関すること。
- 三 警戒標及び火気使用禁止区域に関すること。
- 四 設備の保安管理に関すること
- 五 移動式製造設備の停車位置等に関すること。
- 六 通報のための設備等に関すること。
- 七 修理にかかわる管理に関すること。

3 定期自主検査基準に規定すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 検査項目(外観検査、気密試験、保安装置及び計測器検査等)に関すること。
 - 二 検査期限に関すること。
 - 三 検査の方法、判定及び処置に関すること。
- (設備管理の記録)

第20条 設備の検査、修理等必要な設備管理事項は、その基準に従って記録し、関係する責任者の検印を受け、所定の期間保存しなければならない。

(設備の検査)

第21条 設備の点検及び検査は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 日常点検は運転基準に従って実施し、必要あるときは適切な処置を行う。
- 二 定期自主検査は定期自主検査基準に従って実施し、必要な対策を講ずる。
- 三 保安検査に際しては、検査方法等について事前に知事の承認を受けるとともに保安監督者が立会い、その指示に基づいて適切な対策を講ずる。

(工事を行うときの保安管理)

第22条 施設の修理その他の工事を行うときは、工事責任者を定め、予め工事内容、日程、保安上の措置等の工事計画を立て、関係者と協議し、保安基準に従って作業を行わなければならない。

(施設を増設又は変更するときの保安管理)

第23条 施設を増設又は変更するとき、予め計画を立て、増設又は変更内容、工事の保安に関する事項を関係者に周知徹底しなければならない。

第6章 異常状態に対する措置

(不調、故障に対する措置)

第24条 運転の不調及び故障に対しては、運転基準に従って作業者等を教育訓練し、ただちに適切な処置ができるようにしておかなければならない。

2 異常が発生したときは、原因を調査し、対策を講じなければならない。

(事故、災害に対する措置)

第25条 事故、災害に対しては、運転基準に従って関係者を教育訓練し、適切な処置がとれるようにしなければならない。

2 何人も事故、災害の発生（近隣の火災等を含む）を発見したときは、所要の警報を発するとともに、ただちに保安監督者又は室員又は理学部事務部等に通報しなければならない。

（事故、災害等に関する記録）

第26条 事故、災害等が発生したときは、その状況、原因、処置、対策等を記録し、所定の期間保存しなければならない。

2 前項の記録は、関係者間で検討し、保安技術の向上に資するものとする。

（通報、連絡）

第27条 事故、災害発生時における必要な通報、連絡先は、管理室等の見やすい所に掲示しておくものとする。

第7章 保安教育及び基準類の周知

（保安教育の計画及び実施）

第28条 別に定める保安教育計画に基づき、関係する作業員に対し、保安意識の高揚、必要な基準類の周知徹底、保安技術の向上、異常状態に対する措置等につき教育及び訓練を行うものとする。実施した結果は記録し、保存しなければならない。

（危害予防規程及び基準類の周知並びに活用）

第29条 この規程は関係する作業員に教育して周知徹底させ、基準類は必要な事項を重点に教育、訓練して活用するものとする。

（事故災害対策訓練）

第30条 事故災害の発生に備え、実験室内防災訓練を定期的に計画し、実施するものとする。

（危害予防規程等に違反した者の措置）

第31条 この規程及び基準類に違反した者に対しては、その者を対象として特別に再教育等を実施するものとする。

第8章 協力会社の保安管理

（指導及び監督）

第32条 協力会社の従業員に対しては、関係する基準類及び保安上必要な事項を周知徹底せしめ、作業の保安につき、指導及び監督するものとする。

（作業範囲と責任範囲）

第33条 協力会社の作業範囲は、協力会社との契約書等に具体的に定め、その責任を明らかにするものとする。

第9章 危害予防規程の改廃

（規程の改廃）

第34条 この規程の改廃は、評議会が行う。

（経過の記録）

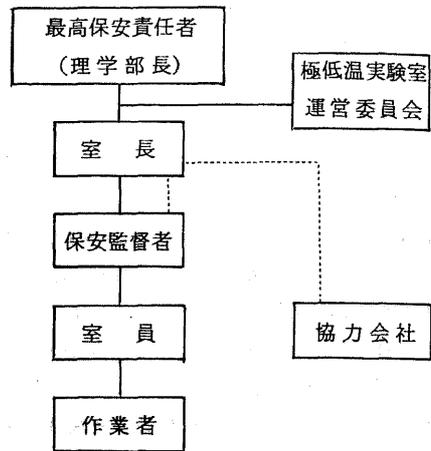
第35条 制定及び改正等の経過（制定年月日、制定番号等）は、記録し、保存する。

附 則

この規程は、昭和52年2月16日から施行する。

別表1

保安管理組織図



別表2

項 目	保存年限
高圧ガス製造許可(変更許可)申請書	設備 存続 期間
高圧ガス製造許可(変更許可)証	"
完成検査申請書	"
完成検査証	"
危害予防規程認可(変更認可)申請書	"
危害予防規程認可(変更認可)証	"
高圧ガス製造開始届	"
保安教育計画(変更)届	"
移動式製造設備受入れ届	"
保安検査証	"
設備管理台帳	"
運転、日常点検、引継等日誌	1 年
ガス受入れ充てん日誌	"
保安教育実施記録	"
定期自主検査記録	5 年
事故災害記録	設備 存続 期間

○ お茶の水女子大学規則第5号
お茶の水女子大学学部履修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和52年2月23日

お茶の水女子大学長 市 古 宙 三
お茶の水女子大学学部履修規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学学部履修規程の一部を次のように改正する。

第1条中「基礎教育科目、外国語科目、保健体育科目」を「外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 基礎教育科目は、専門教育の基礎となる授業科目である。

第9条中「基礎教育科目、外国語科目」を「外国語科目、基礎教育科目及び」に改める。

第10条の次に次の一条を加える。

第10条の2 学芸員（博物館）の資格の取得を希望するものは、博物館に関する科目を修得しなければならない。

2 博物館に関する専門科目は、自由選択科目に含めることができる。

第13条中別表を次のように改める。

別表

学部	学科別	科目別	一般教育科目	外国語科目	保健体育科目	専門教育科目					合計		
						専攻科目		関連科目		自由選択科目		計	
						必修	選択	必修	選択				
文 教 育 学 部	哲 学 科		36	8	4	52	8	0	0	16	76	124	
	史 学 科		36	8	4	24	32	0	0	20	76	124	
	地 理 学 科		36	8	4	50	10	0	0	16	76	124	
	文 学 科	国文学・国語学専攻		36	8	4	32	24	0	4	16	76	124
		中国文学・中国語学専攻		36	8	4	30	18	0	8	20	76	124
		英文学・英語学専攻		36	8	4	40	12	0	4	20	76	124
		仏文学・仏語学専攻		36	8	4	34	16	0	6	20	76	124
	教 育 学 科	教育学専攻		36	8	4	48	10	0	0	18	76	124
		表現体育学専攻		36	8	4	38	16	4	0	18	76	124
		音楽教育学専攻		36	8	4	32	26	0	0	18	76	124
理 学 部	数 学 科		36	8	4	35	25	0	0	16	76	124	
	物 理 学 科		36	8	4	34	16	0	6	20	76	124	
	化 学 科		36	8	4	38	4	4	4	26	76	124	
	生 物 学 科		36	8	4	28	18	0	10	20	76	124	
家 政 学 部	児 童 学 科		36	8	4	34	16	0	6	20	76	124	
	食 物 学 科		36	8	4	43	11	0	6	16	76	124	
	被 服 学 科		36	8	4	24	26	0	6	20	76	124	
	家 庭 経 営 学 科		36	8	4	34	18	0	6	18	76	124	

備考 地理学科の専攻科目選択10は、専攻科目（選択）及び関連科目（選択）の開設科目の中から10単位を選択することができる。

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、第10条の2の改正規程は、昭和51年4月1日

から適用する。

○ お茶の水女子大学規則第6号

お茶の水女子大学客員教授に関する内規を次のように定める。

昭和52年2月23日

お茶の水女子大学長 市古宙三

お茶の水女子大学客員教授に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、国立学校設置法施行規則(昭和39年文部省令第11号)第30条の3第1項及び「国立大学等における客員教授の取扱いについて(昭和51年10月19日文部大臣裁定)」記の2に基づき、お茶の水女子大学客員教授(以下「客員教授」という。)の称号付与等について定めるものとする。

(要件)

第2条 客員教授の称号を付与できる者は、常時勤務の教員以外の職員でお茶の水女子大学(以下「本学」という。)の教授若しくは研究に従事する者又は国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第7項に規定する勤務の契約により本学の教授若しくは研究に従事する外国人(以下「外国人教員」という。)のうち、適当と認められる者で、本学において、引き続き3月以上、専攻分野について教授又は研究に従事する者とする。

(選考の基準)

第3条 客員教授選考の基準は、「お茶の水女子大学教官選考の基準に関する内規」第1項の規定を準用する。

(選考)

第4条 客員教授の選考は、当該学部教授会又は人間文化研究科会議の議に基づき、学長が行う。(称号付与)

第5条 客員教授の称号付与は、別記様式による文書を交付して行うものとする。ただし、外国人教員にあつては、勤務の契約書に当該称号の付与を明記することにより、文書の交付は要しないものとする。

附則

この内規は、昭和52年2月23日から施行し、昭和51年12月1日から適用する。

別記様式(第5条関係)

氏名
お茶の水女子大学客員教授の称号を付与する
付与期間は昭和 年 月 日から
昭和 年 月 日までとする
昭和 年 月 日
お茶の水女子大学長 印

備考 称号付与が任用行為と同一日付けで行われる場合であつて、当該任用期間と称号付与期間が一致する場合には、当該任用に係る人事異動通知書の異動内容欄に称号付与の内容を併記し、文書の交付に代えることができる。

人事

◎ 人事異動

○昭和51年12月20日

文部事務官(九州大学入学主幹)

佐々木輝雄

お茶の水女子大学入学主幹に配置換する

文部事務官(入学主幹)

前澤 昭男

国立教育研究所庶務部庶務課長に配置換する

○昭和52年1月1日

文部事務官(附属図書館)佐藤 光廣

山形大学医学部学務課教務係に転任させる

○昭和52年1月16日

浦島 恵子

文部事務官(学生課)に採用する

山本 隆

文部事務官(附属図書館)に採用する

吉越 昌子

文部事務官(附属中学校)に採用する

○昭和52年2月24日

文部教官(附属小学校養護教諭)

内藤佳世子

職務に復帰した(昭和52年2月24)

○昭和52年3月1日

文部教官(教授家政学部)

林 雅子

評議員に併任する

併任の期間は昭和52年9月30日までとする

文部教官(教授家政学部)

松村 康平

評議員の併任を解除する

○昭和52年3月23日

文部教官(教授文教育学部)

堤 精二

附属幼稚園事務代理を命ずる

○昭和52年3月31日

文部教官(助手教育学部)

沢井加津子

文部教官(附属高等学校教諭)

竹前 文夫

文部教官(附属中学校養護教諭)

高橋 道子

文部教官(附属中学校養護教諭)

増田 明子

文部教官(附属幼稚園教諭)

関 治子

文部教官(附属幼稚園教諭)

大下 祥子

文部教官(附属幼稚園教諭)

川上 美子

文部教官(助手理学部)

小牧 正子

辞職を承認する。

◎ 非常勤講師

文部教官(助手家政学部)

小林 紀子

文部技官(家政学部教務職員)

三田村陽子

○ 学科主任・学内委員

○昭和52年1月20日

教授 青木 和夫

教授 吉田 昇

助教授 五十嵐 脩

入試委員会委員を命ずる

任期は昭和52年3月31日までとする

○昭和52年2月16日

教授 曾根 興三

入試委員会委員を命ずる

任期は昭和52年3月31日までとする

○昭和52年2月17日

講師 木塚 傳也

電子計算機運営委員会委員を命ずる

任期は昭和53年3月31日までとする

○昭和52年3月1日

教授 青木 和夫

史学科主任を命ずる

教授 和田 久徳

史学科主任を免ずる

助教授 荒川 信彦

臨海実験所運営委員会委員を命ずる

任期は昭和53年3月31日までとする

講師 本間 清一

廃水管理委員会委員を命ずる

任期は昭和53年9月30日までとする

発令年月日	異動種目	氏名	所属	任期又は併任の期間	本務その他
52.1.1	採用	木 槻 哲 夫	文・附高	52.1.31	都立八潮高校教諭
"	併任	和 唐 正 勝	文・一体	52.3.31	宇都宮大学助教授
52.1.24	"	大 林 太 良	大学院人間文化研究科	"	東京大学教授
52.1.31	"	有 吉 保	文・国文	"	日本大学教授
52.2.1	"	山 口 昌 男	家・児童	52.2.28	東京外語大学教授
"	"	小 谷 寿	家・被服	"	京都大学助教授
52.2.21	採用	松 島 千代野	家・家経	52.2.25	共立女子大学教授
52.2.22	"	細 谷 純	文・教育	52.2.26	東北大学助教授
52.3.5	"	栗 原 治 夫	文・史学	52.3.31	文化庁文化財保護部管理課調査官

◎ 非常勤職員

発令年月日	異動種目	氏名	所属	職名	任期	備考
52.1.7	採用	室越みどり	理学部	見習員	52.3.5	
52.1.10	"	原安子	附属図書館	事務補佐員	52.3.31	
"	"	今井静枝	"	"	"	
52.1.17	辞職	田中ユリ子	"	"	"	
"	採用	橋本久美子	会計課	臨時事務補佐	52.3.31	
52.1.21	"	山口勤	附属図書館	"	"	
52.1.26	辞職	川畑昌子	家政学部	教務補佐員		
52.1.27	"	伊集院晴美	女性文化資料館	"		
52.2.1	配置換	鳥越留美子	会計課	"	52.3.30	
"	採用	渡辺邦子	女性文化資料館	"	52.3.31	
"	配置換	小野恵美子	文教育学部	"	52.3.30	
"	"	渡部みさ子	庶務課	技能補佐員	"	
52.2.21	採用	斉藤匡子	附属図書館	事務補佐員	52.3.31	
52.2.28	辞職	室越みどり	理学部	見習員		
"	"	生田和子	"	事務補佐員		
52.3.1	採用	黒田和美	"	"	52.3.31	
52.3.15	辞職	高範子	入学主幹付	"		
52.3.29	"	橋本久美子	会計課	臨時事務補佐員		
52.3.25	任用更新	小林一二三	"	臨時用務員	52.3.30	
"	"	栗原明子	"	事務補佐員	"	
"	"	竹部正二	施設課	技能補佐員	"	
"	"	若月トヨ	学生課	臨時用務員	"	
"	"	中里澄子	"	事務補佐員	"	
"	"	鈴木ハルミ	厚生課	臨時用務員	"	
"	"	中守せい	"	"	"	
"	"	布施徳行	入学主幹付	事務補佐員	"	
"	"	塚原ワカ子	附属図書館	"	"	
"	"	山下文子	"	"	"	
"	"	田中裕子	文教育学部	"	"	
"	"	小柳恵子	"	教務補佐員	"	
"	"	田代泉	附属高等学校	事務補佐員	"	
"	"	間明田カヨコ	附属幼稚園	臨時用務員	"	
"	"	畠中礼美子	理学部	事務補佐員	"	
"	"	青山みどり	"	臨時用務員	"	
"	"	女ヶ沢清吉	"	"	"	
"	"	中島真木子	"	事務補佐員	"	
"	"	石野康子	"	見習員	"	
"	"	井上喜代子	"	事務補佐員	"	
"	"	宇津木和子	"	教務補佐員	"	
"	"	浅見キヨノ	家政学部	臨時用務員	"	
"	"	百清子	"	"	"	
"	"	浅田智子	"	見習員	"	

学 事

○昭和52年度お茶の水女子大学大学院博士課程人間文化研究科 人間環境学専攻学生募集要項

1. 専攻名及び募集人員

人間環境学専攻 8名

(注) 本専攻は、予算の成立を条件として、学生を募集するものである。

2. 修業年限 3年

3. 出願資格 下記に該当する女子とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

4. 出願手続

- (1) 入学願書 用紙は本学で交付する。
- (2) 修士課程修了証明書
- (3) 修士論文1部 修士論文以外に発表した論文があれば各1部ずつ添付し、修士論文といずれを主論文とするか明記すること。なお、修士論文をもたない場合は、これにかわるものを1部提出すること。
- (4) 上記論文(主論文)の要旨 2,000字以内、横書き、B4版用紙2枚におさめ、コピー5部提出すること。
- (5) 研究計画書 1,500字前後、横書き、B4版用紙2枚におさめ、コピー10部提出すること。
- (6) 調査書 出身大学長又は研究科の長が作成したもの。用紙は本学で交付する。
- (7) 健康診断書 公的医療機関で作成したもの。用紙は本学で交付する。
- (8) 写真2葉 出願3か月以内撮影の正面上半身バック無地のもの(4.5cm×5.5cm)を願書指定欄にはること。
- (9) 受験許可書 在職中の者は所属長の、他の大学院に在学中の者は当該大学長の許可書とする。

上記書類を一括し、入学検定料7,500円を添え出願期間内に本学に提出すること。やむを得ず郵送する場合は、検定料を郵便為替(受取人欄に「お茶の水女子大学」と明記すること。)とし、同封の上、出願期間内(締切日の消印有効)に到着するよう書留郵便で送付すること。その場合、封筒に「人間文化研究科願書在中」と朱書し、返信用封筒(あて先を明記し、250円切手貼付)を同封すること。

5. 出願期間・願書受付場所

- (1) 出願期間 昭和52年4月2日(出)から4月9日(出)まで日曜日を除き、午前9時から午後3時まで。ただし、土曜日は午前11時30分まで。
- (2) 願書受付場所 お茶の水女子大学専務局庶務課(本部棟3階)

〒112 東京都文京区大塚2丁目1番1号

6. 入学者選抜

- (1) 選考期日 昭和52年4月18日(月)及び4月19日(火)
 (2) 試験内容 筆答試験(外国語)及び口述試験
 (3) 時間割

日 時 専攻名	4月18日(月)		4月19日(火)
		10:00~12:00	13:00~17:00
人間環境学専攻	外国語 (英語・ドイツ語・フランス語の中から2科目を選択すること)	口述試験	口述試験

(注) イ) 上記外国語の選択科目については、出願の際届け出るものとする。

ロ) 外国語については、辞書の使用を認める。

ハ) 口述試験は、修士論文についての論述(約30分、スライド使用可)を含め、1人当たり約1時間30分とする。時間割は4月18日(月)に学内に掲示する。

(4) 試験場所 お茶の水女子大学

7. 合格者発表

合格者には、昭和52年4月22日(金)午前本人に通知するとともに学内にその氏名を掲示する。

8. 入学科及び授業料

入 学 料 60,000円(予定)

授業料(年額) 96,000円(前期 48,000円・後期 48,000円)

9. 注意事項

- (1) 同一年度に本研究科の2専攻に出願することはできない。
 (2) 出願手続後は、いかなる事情があっても、書類の変更及び検定料の払いもどしの要求には応じない。
 (3) 出願について、不明のことがある場合は、庶務課大学院係に問い合わせられたい。
 (4) 合格・不合格に関する郵便・電信・電話等による問い合わせには一切応じない。

昭和52年3月14日

お 茶 の 水 女 子 大 学

〒112 東京都文京区大塚2丁目1番1号

TEL (03) 943-3151

諸 報

○ 外国出張・海外研修旅行

所属職名	氏名	渡航先国	渡航目的	期間	渡航種別
家政学部 助教授	中谷 陽一	フランス	昭和51年度文部省在外研究員(長期一乙種)として	52・3・10 53・3・9	出張
理学部 教授	立花 俊一	アメリカ合衆国 連合王国、 フランス、ドイツ 連邦共和国	昭和51年度文部省在外研究員(短期)として	52・3・12 52・5・11	"
文教育学部 教授	柳 宗 玄	インド ネパール	仏教美術の研究	52・3・21 52・4・11	研 修
"	勝部 真長	デンマーク、スウェーデン、フランス、モナコ、スイス	幼児教育事情視察	52・3・23 52・4・6	"
附属小学校 教諭	阿久沢栄太郎	台湾	台湾の蓮華池周辺の寄生植物の調査のため	52・3・26 52・3・30	"
文教育学部 教授	坂本 満	ギリシア、オーストリア、チェコスロヴァキア、ドイツ連邦共和国	ギリシア古典古代の美術・遺跡及び中・東欧バロック建築と美術の調査	52・3・26 52・5・2	"

○ 職員の仕事変更

○ 新任者住所

日 誌 (抄)

- 1月4日(火) 御用初め、賀詞交換会
- 10日(月) 大学院家政学研究科(修士課程)第2次及び家政学部編入学試験願書受付
- 17日(月) 大学院理学研究科(修士課程)第2次及び理学部物理学科編入学試験願書受付
- 20日(木) 授業開始、学生会館臨時運営委員会
- 11日(火) 大学院人間文化研究科会議、学生委員
- 12日(水)

<p>会、学生関係委員会正副委員長連絡会</p> <p>13日(木) 教職課程委員会</p> <p>18日(火) 極低温実験室運営委員会、附属幼稚園 長候補者選考委員会</p> <p>19日(水) 各研究科委員会、各当部教授会</p> <p>20日(木) 学生会館臨時運営委員会</p> <p>21日(金) 大学院人間文化研究科(博士課程)入 学願書受付開始(2月3日まで)、臨海 実験所運営委員会</p> <p>26日(水) 評議会、保健管理センター運営委員会、 学生委員会、院生連絡協議会</p> <p>27日(木) 学寮委員会、学寮協議会、入試委員会</p> <p>31日(月) 国立大学学生部長会議(於虎の門共済 会館)</p> <p>2月1日(火) 学寮委員会</p> <p>1日(火)] 学部入学願書受付</p> <p>10日(木)]</p> <p>2日(水) 廃水管理委員会、大学院理学研究科(修 士課程)第2次入学試験(数学・物理 学・生物学専攻)、大学院家政学研究科 (修士課程)第2次及び家政学部児童 学科編入学試験</p> <p>3日(木) 理学部物理学科編入学試験</p> <p>7日(月) 大学院家政学研究科(修士課程)第2 次及び家政学部児童学科編入学入試判 定会議</p> <p>8日(火) 同上合格発表、一般教育委員会、R I実験室運営委員会</p> <p>9日(水) 理学研究科委員会、理学部教授会、大 学院理学研究科(修士課程)第2次及 び理学部物理学科編入学試験合格者発 表</p> <p>10日(木) 大学院人間文化研究科(博士課程)第 1次試験、附属図書館運営委員会</p> <p>12日(土)] 後学期末試験</p> <p>18日(金)]</p> <p>14日(月) 大学院人間文化研究科第1次入試合格 者判定会議</p> <p>15日(火) 附属学校運営委員会、大学院人間文化 研究科(博士課程)第1次合格者発表、 入試委員会</p> <p>16日(水) 研究科委員会(文・理)、各学部教授会</p> <p>19日(土) 東京地区国公立大学連合文化会(於東 京商船大学)、学生会館臨時運営委員会</p>	<p>21日(月) 電算機室運営委員会、学生関係委員会 正副委員長連絡会</p> <p>22日(火) 学寮委員会、学寮協議会</p> <p>23日(水) 評議会、教育実習委員会</p> <p>24日(木) 学寮委員会、学寮協議会、入試委員会</p> <p>25日(金) 保健管理センター運営委員会、家政学 研究科(修士課程)修了及び家政学部 卒業判定会議、給与監査</p> <p>26日(土) 人文科学研究科委員会、文教育学部教 授会</p> <p>28日(月) 理学研究科委員会、理学部教授会</p> <p>28日(月)] 大学院人間文化研究科(博士課程)第 3月1日(火)] 2次試験</p> <p>2日(水) 大学院人間文化研究科入試合格者判定 会議</p> <p>3日(木)] 学部入学試験</p> <p>4日(金)]</p> <p>5日(土) 大学院人間文化研究科(博士課程)合 格者発表</p> <p>10日(木) 入試委員会</p> <p>14日(月) 施設計画委員会</p> <p>15日(火) 附属学校運営委員会、附属中学校卒業 式</p> <p>16日(水) 各研究科委員会、大学入試判定会議、 各学部教授会</p> <p>17日(木) 学部入学試験合格者発表、入試委員会</p> <p>18日(金) 評議会、停年退職者送別会</p> <p>19日(土) 附属幼稚園卒業式</p> <p>20日(日) 附属高等学校卒業式</p> <p>22日(火) 学寮委員会</p> <p>23日(水) 大学・大学院卒業(修了)式</p> <p>24日(木) 附属小学校卒業式</p> <p>30日(水) 学寮委員会、学寮協議会</p>
--	---